

**所得税法改正法**  
(2014年、連邦議会法律番号 15)  
ビルマ暦 1375年 12月満月後 9日  
(2014年 3月 24日)

連邦議会は、この法律を施行する。

- 1.(a) この法律を所得税法改正法と呼ぶものとする。  
(b) この法律は、2014年から2015年までの課税年度から適用されるものとする。
2. 所得税法においては、下記のとおりとする。
  - (a) 「管区若しくは州の内国歳入局局長又は会社関連内国歳入局局長」という表現を「連邦地域内国歳入局局長、管区若しくは州の内国歳入局局長、会社関連内国歳入局局長又は高額納税者関連内国歳入局局長」という表現に置き換える。
  - (b) 「雑所得」という表現を「課税対象でない所得」という表現に置き換える。
3. 所得税法第3条においては、下記のとおりとする。
  - (a) 第(q)項及び第(s)項について、下記に置き換える。

「(q) 『固定資産』とは、土地、建物及びこれらにおける家屋、自動車並びに企業への出資として提供されたその他の資産を意味する。この表現には、株式、契約、証券及び同様の法律文書も含まれる。

「(s) 『郡区内国歳入局局長』とは、この法律により納税者が納付する税金を徴収するために職務を割り当てられる関連する郡区内国歳入局の役人、及び会社関連内国歳入局又は高額納税者関連内国歳入局において税金を徴収するため職務を割り当てられる局長を意味する。」
  - (b) 第(t)項の次に、第(u)項、第(v)項及び第(w)項を下記のとおり追加する。

「(u) 『証券』とは、証券交換取引法により表現される証券を意味する。

(v) 課税には、この法律により郡区内国歳入局局長が税金を計算すること、納税者が法の規定に基づく確定申告と共に納付するべき税金を納付するよう課税されること、一時的に課税されること、及び所得年度内において課税されることも含まれる。

(w) 『連邦税法』とは、憲法に含まれる規定に従い連邦政府が毎年連邦議会に提出する税金に関連する法律をいう。」
4. 所得税法第4条を下記に置き換える。

「(a) いずれの課税年度にも、連邦税法により下記の収入及び所得税率の規定・修正・追加等を行うことができる。

  - (1) 所得税について課税するべき総収入
  - (2) 各所得類型の所得税率
  - (3) 外貨による収入に係る課税するべき収入及び各所得類型の所得税率

(b) 前項により規定・修正・追加等をする場合には、その課税年度に関連する所得年度内の課税するべき総収入を取得する全ての者に対し、各収入につき所定の率で所得税を課さなければならない。」
5. 所得税法第5条を下記に置き換える。

「(a) この法律は、下記の収入に適用しないものとする。

免税

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (1) 宗教又は慈善団体が取得し、宗教又は慈善関連事項のみに利用される収入
  - (2) 地方自治体の税収
  - (3) 各種年金により得られる所得収入に含まれる補助金
  - (4) 死亡又は傷害により得られる賠償金
  - (5) 保険制度により得られる保険金
  - (6) 繰返してではなく一時的に得られる収入  
ただし、下記の収入を含まないものとする。
    - (a) 資本利得
    - (b) 何らかの事業から得られる収入
  - (7) いずれかの法人から得られる税引き後利益
  - (b) (1) 連邦税法により、収入取得者に関連する、又はいずれかの収入類に関連する、免税、減税又は税金に関連するその他の権利を収入取得者に付与することができる。
    - (2) 連邦政府は、下記の収入類に関連する所得税について、免税、減税又は税金に関連するその他の権利を付与することができる。
      - (i) 国内外の事業主及び国際組織が国内における社会、宗教、観光又は教育のための寄付金から取得する収入
      - (ii) 国のための国内外組織による援助金
      - (iii) 国から受領する低金利の貸付金又は適法に発展するための助成金のため支払う利息
      - (iv) 自然災害発生時における国内外組織からの寄付物品又は寄付金
    - (c) 新たに設立される、工業を基本とする中小企業に対しては、事業開始年を含め 3 年連続して、連邦税法により規定される収入額まで所得税を免除しなければならない。
    - (d) 現行のいずれかの法律により所得税に関連する権利が規定されている場合には、当該法律の規定に従い権利が付与されなければならない。」
6. 所得税法第 6 条においては、下記のとおりとする。
- (a) 第(a)項に含まれる「財務・税務省は連邦政府の同意により命令通知書を公布して」という表現を「いずれの課税年度においても連邦税法により」という表現に置き換える。
  - (b) 第 6 条の第(b)項及び第(d)項を廃止する。
  - (c) 第 6 条に、第 6 条第(a)項として下記のとおり追加する。

「6-(a) 寄付金 第 6 条第(c)項により計算して課税する場合には、各国家組織が認可し、若しくは連邦政府財務省が命令通知書を発行して認可する宗教若しくは慈善組織又はこれらに関連する企業に寄付される寄付金は、これを控除する。当該寄付金は、納税者の総所得の 25%に相当する金額を超えてはならない。

説明：『慈善』とは、教育、健康及び貧困者への援助等をいい、国民に対する補助も含まれる。」
7. 所得税法第 8 条においては、下記のとおりとする。
- (a) 第(b)項を下記に置き換える。

「(b) 給与所得、専門的職業に係る所得、事業所得その他の所得からの収入である場合には、全ての収入を合計し、総収入に課税しなければならない。その他の類型から取得する収入である場合には、収入ごとに区別して課税しなければならない。」
  - (b) 第(c)項を廃止する。
8. 所得税法第 11 条の説明を下記に置き換える。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

「説明：事業には、

(a) すべての商業、貿易業、生産業又はこれらの業種と同様の事業及びすべてのサービス業が含まれる。

(b) また、借入証明書を 1 年度内において事業として繰り返し売買し、交換し、又は譲渡し、及び利息を取得するため投資することも含まれる。」

9. 所得税法第 14 条を下記に置き換える。

「14. いずれの者についても、取得方法を明確に説明することができない不動産、又は金員を含む動産について、課税対象でない所得として当該不動産又は動産の価格又は金額に基づき税金を課さなければならない。この条に従い、規則により規定されるとおりに所得を計算しなければならない。」

10. 所得税法第 14 条第(b)項に含まれる「妻及び未婚である子女」という表現を「配偶者及び未婚である子女」という表現に置き換える。

11. 所得税法第 16 条を下記に置き換える。

「16 (a) 収入取得の際の納税方法

所得類型に当てはまる何らかの収入に対して支払責任がある者は、この支払う金員の額から、未払税金を控除しなければならない。上記のように控除する場合には、関連者が 1 年度内にその所得類型から取得する総収入に基づいて未払税金を見積り、可能な範囲において均等に分割し、控除して納付しなければならない。

ただし、収入取得年度内に、税金を過多減算し、又は過少減算した場合には、残りの割当若しくは分割等を減少させ、又は増加させて控除することができる。」

(b) 給与所得類型以外のその他の何らかの所得類型により取得される収入を支払う場合において税金を控除して納付することについて、連邦政府財務省は、連邦政府の同意により命令通知書を公布して規定することができる。

(c) 第(a)項及び第(b)項により控除する全ての金員を控除した者は、規則に従って規定される期間及び方法により連邦政府に納付し、この件に関する全ての規定に従わなければならない。

(d) いずれの者も十分な理由なくして第(a)項及び第(b)項どおりに税金を控除して納付しない場合には、この税金について未納者として処罰しなければならない。

上記のように納付を怠ることによる罰金について、連邦政府財務省は、命令通知書を公布し、規定することができる。

説明：この法律により支払義務がある者とは、個人事業であるときは雇用主自身をいい、法人事業であるときは当該法人をいう。また、連邦政府又は地方自治体であるときは、関連する金員を支払う義務がある管理者をいう。」

12. 所得税法第 16 条に、16-1 条及び 16-2 条を下記のとおり追加する。

「16-1 所得年度内に税金を予納する方法

(a) 第 16 条に含まれる収入を取得した場合には、税金を源泉徴収される所得類型以外のその他の所得類型の収入について、納税者は、関連する所得年度内に自らが取得する総収入を見積り、未払税金を予納する。

(b) 第(a)項に含まれる未払税金を 3 ヶ月に 1 回、関連する 3 ヶ月以内に所定の方法により納付する。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(c) この条どおりに納付すべき税金を納付せず、又は納付金額が関連課税年度の税額より少ない場合には、上記のように納付を怠ることに係る金額又は過少金額の 10%に相当する金額を罰金として納付しなければならない。

16-2 連邦政府財務省は、連邦政府の同意により、収入取得の際に納税し、又は所得年度内に所得税を予納することにつき命令通知書を公布して、遵守する方法を規定することができる。」

13. 所得税法第 19 条第(b)項を下記に置き換える。

「(b) 所得年度内若しくは収入取得の際に納税する者、源泉徴収書を提出した者又は源泉徴収書を提出するよう関連課税年度終了後の連続した 3 年以内に郡区内国歳入局局長が通知した者に対し、いかなるときでも証拠及び帳簿並びに帳簿に含まれていない財産リストを提供するよう通知することができ、当該当事者に対し検査をし、又は税金を課することもできる。この条に含まれる財産リストを連邦政府財務省の所得税規則により規定することができる。」

14. 所得税法第 19 条第(d)項を下記に置き換える。

「(d) いかなる者も第 17 条第(a)項若しくは第(b)項どおりに源泉徴収書を提出することを怠り、又は第(b)項による通知に従うことを怠った場合には、郡区内国歳入局局長は、取得した証拠を基にして所得税を課しなければならない。連邦政府財務省は、命令通知書を公布して、前述のように課税するための方法を規定することができる。」

15. 所得税法第 29 条に含まれる「連邦政府」という表現を「連邦政府財務省」という表現に置き換える。

16. 所得税法第 43 条を下記に置き換える。

「43.郡区内国歳入局局長、連邦地域内国歳入局局長、管区若しくは州の内国歳入局局長、会社関連内国歳入局局長、高額納税者関連内国歳入局局長、第 7 条により構成される組織並びに義務を課される法人及び組織は、民事法に従いこの法律の権利を実行することができる。」

ミャンマー連邦共和国の憲法に基づき、私はここに署名する。

Sd/テイン・セイン

大統領

ミャンマー連邦共和国